

マレーシア：ブミプトラ政策のこれから

開発経済調査部 主任研究員 福田 幸正
fukuda@iima.or.jp

マレーシアの民族構成は、マレー人 60%、華人 23%、インド人 7%、その他 10% (2013年) からなり、多民族国家といわれている。しかし、それはマレーシアが 19 世紀後半にイギリスの植民地になってからのことであり、商・工業を生業として移住してきた華人と、プランテーション労働者として連れてこられたインド人の人口割合が大きくなってからのことだ。一方、ブミプトラ (Bumiputera : 地の民) と呼ばれる先住人種マレー人も、第二次世界大戦直後にインドネシアのスマトラ島から多く移住してきた。このようにマレーシアは比較的新しい移民の国ということができ、特に華人やインド人は移民の意識が強く、したがってマレーシア国家に対する帰属意識は薄いといわれている。これと貧しいマレー人農民、経済を牛耳る裕福な華人、といった植民地時代からの格差の構図が絡み合い、後述する 1969 年の人種暴動に結び付いていった。

1957 年の独立に先立ち、宗主国のイギリスは当時のマレーシアの政治エリート・グループと独立準備のための協議を重ねた。イギリスは、自ら蒔いた種ではあるがマレーシアでは民族紛争が起こる可能性が高いと懸念し、その防止策に焦点を当てた。そして、協議の中から 2 つの重要な仕組みが編み出された。第一に、3 民族間の利害調整を行う仕組みである。その前提として、独立後の議会制民主主義の担い手となる、政権担当能力のある政党の形成が求められた。それに応える形でマレー人エリートを中核とする統一マレー国民組織 (UMNO : United Malay National Organisation) が設立された。当初、華人やインド人の指導者も UMNO への参画を検討したが、UMNO の指導者たちは UMNO をあくまでもマレー人の利益代表政党とすることを主張し、華人とインド人の参加申し込みを断った。そこで、華人の指導者はマレーシア華人協会 (MCA : Malaysian Chinese Association) を、インド人の指導者はマレーシア・インド人会議 (MIC : Malaysian Indian Congress) をそれぞれ立ち上げた。さらに、これら 3 つの民族政党をそれぞれ孤立した状態にしておくのではなく、3 つの民族政党の連合組織である現在の与党連合、国民戦線 (BN : Barisan Nasional) を作り、そこで 3 民族間の利害調整を行うこととした。第二の仕組みは、憲法に「マレー人の特別な地位」を保証したことである。これによって、先住人種としてのマレー人の特権的な地位を認め、そのかわりに、華人やインド人には移民の地位から正統な市民としての権利が与えられた。すなわち、ブミプトラ政策と称されるマレー人優遇政策は、単なる政策ではなく、マレーシア憲法で明文化されたマレーシアの国の在り方そのもの、ということができる。以上の 2 つの仕組みによって、

マレー人の優先的な地位を前提としつつ、マレー人、華人、インド人の3民族が平和裏に、そして永続的に共存していくことを保証する制度がマレーシア建国時に出来上がっていたことが重要だ。

マレーシアは多民族の融和に成功した好例として挙げられるが、過去にはいくつかの深刻な民族紛争（主にマレー人対華人）を経験している。その一つは1948年から始まったマラヤ共産党と植民地政府との戦いあり、それはマラヤ共産党員に華人が多かったこともあって華人対マレー人という様相を呈した。また、1967年、ペナンで華人商店の焼き打ち事件が起こった。イギリスの植民地時代、シンガポールを含む大マレーシア地域ではイギリスのポンドにリンクした海峡ドル（Straits Dollar）が使われていた。マレーシア独立後は米ドルにリンクした独自の通貨リングギットが発行されたが、海峡ドルとリングギットが並行して流通した時期があった。その間に、イギリスがポンドの対ドルレートを切り下げたので、それに伴って海峡ドルのリングギットに対する交換価値は大幅に下落した。ところが、そのような複雑な背景を理解する由もないマレー人農民は、リングギット建ての価格に対してこれまでより多くの海峡ドルを華人商人から要求されたことに憤慨し、華人商店の焼き打ちへと発展した。さらに、1969年5月13日には、首都クアラルンプールを取り囲むセランゴール州での選挙で、華人系の政党MCAが票を伸ばしたことに反発して、マレー人による大規模な人種暴動が発生し、一説には死者は3000人にも上ったといわれている。

この1969年の人種暴動までは、マレーシア政府は人種間の格差に特段の配慮を施さず、自由放任主義的な経済政策を採用していた。しかし、独立後十年余りで勃発した新国家の根幹を揺るがす大規模な人種暴動を目の当たりにし、その背景にあるマレー人の経済格差を是正し、マレー人の社会的経済的地位の向上を目指す「新経済政策（New Economic Policy: NEP）1971～1990年」が策定された。NEPの趣旨は国家開発政策（NDP: National Development Policy）1991～2000年、国家ビジョン政策（NVP: National Vision Policy）2001～2010年、そして2020年にはマレーシアを高所得先進国の仲間入りを目指す（1人当たり国民総所得（GNI）15,000米ドル以上）という新経済モデル（NEM: New Economic Model）2011～2020年へと間断なく継承されていった。

NEP以降の一連のブミプトラ政策はマレー人による非マレー人に対する一方的な政策の押し付けではなく、与党連合BNでの3民族政党間の議論と妥協の産物であることがポイントである。また、このような利害調整のために最も有効なのは、経済成長であり、非マレー民族の既得資産を侵害することなく、国全体の経済成長を実現することによって得られるパイの増分を利害調整の財源としたことも重要なポイントだ。マレーシアにとって経済成長は3民族の共存のために必要だったのである。

一種のaffirmative actionであるブミプトラ政策は、所得、雇用の面で一定の成果を出したが、1997年のアジア通貨危機にマレーシアが直面する中から変質したといわれている。すなわち、ブミプトラ政策の名の下に、あらためて国営企業や政商に対する国家の庇護が強化され、その過程で汚職が蔓延した。さらに、マレー人優遇によって将来に

期待を持てなくなった有能な華人の国外頭脳流出も起こった。

そのような状況を是正するために、2009年、ナジブ首相は就任直後に以下のブミプトラ政策の見直し、経済自由化に着手した。

- ✓サービス業 27 業種の自由化（ブミプトラ資本 30%出資義務撤廃、外資企業の 100% 出資を可能とした）
- ✓イスラム金融、投資銀行、保険会社の外資出資比率上限の引き上げ（49%→70%）
- ✓外国投資員会のガイドライン全面見直し など

ところが、2013年5月の下院総選挙では、与党連合 BP は過半数を確保したものの（定数 222 議席中 133 議席）議席を減らす結果となった（140 議席→133 議席）。その背景には、2009年のブミプトラ政策の見直しにもかかわらず、依然、華人を中心に根強い不満があり、それが連立与党 BN のマレーシア華人協会の議席を半減させ（15 議席→7 議席）、その分が野党の華人政党の民主行動党（DAP : Democratic Action Party）に流れるかたちになってあらわれた（28 議席→38 議席）。また、得票率も BN は野党連合の人民同盟（PR : Pakatan Rakyat）を下回った（BP : 48%、PR : 51%）。このような選挙結果を受けて、ナジブ政権はその支持基盤強化のために、一転してブミプトラ政策や保護主義政策を強める動きを見せている。

2013年9月にナジブ首相が表明した 5 分野からなる新たなブミプトラ政策は次の通り。

1. 人的資源開発の強化
2. ブミプトラ向け投資信託の拡充を通じた企業におけるブミプトラ出資比率の拡大
3. 持ち家の促進
4. 事業開始資金の融資拡大、政府調達優先的発注
5. サービス提供方法の改善

これは、2009年の首相就任直後のブミプトラ政策の見直しから逆行しており、また、これまでのマレーシアの、環太平洋経済連携協定（TPP）への取り組みとも整合しておらず、マレー人保守派からの巻き返し圧力によるものともいわれているが、野党のみならず与党の中からも問題視する声が上がっている。

このような状況から見え隠れするのはマレー人と華人の対立の先鋭化であり、両民族とも 1969 年の人種暴動から約半世紀を経て、当時の生々しい記憶が薄れつつあることも背景にあるものと思われる。

4 年後の 2018 年の次期総選挙では、民族間差別の撤廃や汚職の撲滅を掲げる野党連合 PR に政権交代する可能性があるといわれている。また、その 2018 年には、一人当たり GNI は 15,000 米ドルに達し、目標の 2020 年より 2 年前倒しで高所得国入りできそうな見通しだ。そのような成り行きが、これまでマレー人、華人、インド人の微妙なバランスの上に成り立っていたマレーシアの ethnic peace にどのような影響を及ぼすのだ

ろうか。まさに今後の数年間がマレーシアにとって正念場だ。

以上

(参考文献)

- BTMU、「マレーシア総選挙：与党連合が過半数確保～高所得国入りに向けた経済・財政改革が不可欠～」、ASEAN TOPICS (No.2013-6)、2013年5月7日
- マハティール・ビン・モハマド、『マハティールの履歴書：ルック・イースト政策から30年』、日本経済新聞社、2013年5月
- 浅沼信爾・小浜裕久、『途上国の旅：開発政策のナラティブ』、勁草書房、2013年9月
- (独)労働政策研究・研修機構、「マレーシアの労働政策—中期的経済政策と労働市場の実態—」、2013年11月

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2014 Institute for International Monetary Affairs (公益財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokuchō 1-Chōme, Chūō-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934 (代) ファックス：03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp

URL: <http://www.iima.or.jp>